

西宮市一般型延長保育事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、就労形態の多様化等に伴い、やむを得ない理由により、保育時間を延長して児童を預けられる環境が必要とされていることに対応するため、保育所、認定こども園等において実施する延長保育事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業等)

第2条 この要綱は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第19条第2号又は第3号の支給要件を満たし、保護者が法第20条第1項により認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において保育を行う事業のうち、「延長保育事業の実施について」(令和6年4月1日こ成保第225号こども家庭庁成育局長通知)の別紙「延長保育事業実施要綱」に規定する一般型の延長保育事業(以下「延長保育事業」という。)に適用する。

(実施場所)

第3条 延長保育事業の実施場所は、西宮市内に所在する保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所及び家庭的保育事業所(西宮市が設置するものを除く。以下「施設等」という。)とする。

(対象児童)

第4条 延長保育事業の対象児童は、法第19条第2号又は第3号の支給要件を満たし、保護者が法第20条第1項により認定を受けた児童で、やむを得ない理由により通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において施設等を利用する者とする。

(職員配置)

第5条 延長保育事業を実施する者(以下「実施者」という。)は、配置する職員の数(以下「基準配置」という。)を乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人(保育所及び幼保連携型認定こども園にあつては、おおむね5人)につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね20人(幼稚園型認定こども園にあつては、おおむね30人)につき1人以上とする。ただし、小規模保育事業C型及び家庭的保育事業にあつては、この限りでない。

2 延長保育事業における職員の配置(以下「職員配置」という。)については、別表第1施設等の欄に掲げる区分に応じ、同表職員配置の欄に掲げるとおり職員を配置しなければならない。

(実施要件)

第6条 実施者は、延長保育事業の実施にあつては、別表第2認定の欄に掲げる区分に該当する児童について、同表延長時間の欄に掲げる区分に応じ、同表実施要件の欄に掲げる要件を満たすものとする。

(留意事項)

第7条 実施者は、対象児童に対し、施設等において適宜、間食又は給食等を提供するものとする。

2 実施者は、この要綱に定める実施要件等に適合する施設等である旨を証するために必要な書類を整備しておかなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、延長保育事業における保育については、西宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年西宮市条例第13号）における特定教育・保育に係る規定を適用する。

(経理の取扱い)

第8条 実施者は、延長保育事業に係る経理区分と他の事業に係る経理区分を分けて管理しなければならない。

(利用状況の報告)

第9条 実施者は、延長保育事業の利用者に係る状況について、市長が別に定める様式により原則として実施月の翌月10日までに市長に報告しなければならない。

(保護者負担等)

第10条 実施者は、延長保育事業の対象となる児童について、当該事業の利用の可否を決定することができる。

2 実施者は、延長保育事業の実施に必要な費用の一部について、利用料として保護者に負担させることができる。

3 前項の利用料の額は、実施者が定めるものとする。

(利用料の減免)

第11条 実施者は、特定教育・保育を受けた満3歳未満保育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下、「令」とする。）第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）のうち、次の2号に掲げる者にあつては、前条第2項に規定する利用料について、対象児童1人につき月額3,000円を上限として減免することができる。

(1) 西宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則（平成26年西宮市規則第72号。以下「規則」とする。）別表第1Aの階層区分に該当する世帯に属する者

(2) 教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育を受けた月において次に掲げる者に該当する世帯で同表Bの項の階層区分に該当するものに属する者

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）

イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している者（令第4条第4項に掲げる教育・保育給付認定保護者

と同一の世帯に属する者である場合を除く。)

ウ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(障害者又は障害児であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第19条第3項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていない者(以下「在宅障害児」という。)に限る。)

エ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)の規定により療育手帳の交付を受けた者(在宅障害児に限る。)

オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅障害児に限る。)

カ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅障害児に限る。)

キ 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者(在宅障害児に限る。)

ク その他市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

2 前項の規定は、特定地域型保育を受けた満3歳未満保育認定子どもについて準用する。この場合において、前項第1号及び第2号中「別表第1」とあるのは、「別表第2」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を受けた満3歳児以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう)に係る教育・保育給付認定保護者の属する世帯について準用する。この場合において、規則別表第1中「満3歳未満保育認定子ども」とあるのは、「満3歳以上保育認定子ども」と読み替えるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、様式その他延長保育事業の実施に関して必要な事項は市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。
- 2 西宮市民間保育所等延長保育事業実施要綱は、廃止する。
- 3 廃止前の西宮市民間保育所等延長保育事業実施要綱の規定に基づく延長保育事業に係る行為については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年7月5日から実施する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

別表第1（第5条関係）

施設等	職員配置
保育所・認定こども園	<p>(1) 基準配置により保育士を配置すること。ただし、保育士の数は、実施場所1につき保育士の数は2名を下ることはできない。</p> <p>(2) 開所時間内における「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。）第1条第44号ロに定める短時間認定を受けた児童（以下「短時間認定児」という。）の延長保育について、告示第1条第44号イに定める標準時間認定を受けた児童（以下「標準時間認定児」という。）を保育する職員の支援を受けられる場合は、保育士1人が保育できる乳幼児数の範囲内において、保育士1人とすることができる。</p>
小規模保育事業A型	基準配置により保育士を配置すること。
小規模保育事業B型	保育士その他の保育に従事する職員（西宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年西宮市条例第15号。以下「条例」という。）第24条第2項に定める西宮市長が行う研修を修了した者（以下「その他の保育従事者」という。）をいう。）を基準配置により配置すること。ただし、そのうち保育士を2分の1以上配置しなければならない。
小規模保育事業C型	条例第24条第2項に定める家庭的保育者（以下「家庭的保育者」という。）及び条例第24条第3項に定める家庭的保育補助者（以下「家庭的保育補助者」という。）を配置すること。
事業所内保育事業 （定員20人以上）	基準配置により保育士を配置すること。ただし、保育士の数は、実施場所1につき保育士の数は2名を下ることはできない。
事業所内保育事業 （定員19人以下・ A型）	基準配置により保育士を配置すること。

事業所内保育事業 (定員19人以下・ B型)	基準配置により保育士その他の保育従事者を配置すること。ただし、そのうち保育士を2分の1以上配置しなければならない。
家庭的保育事業	家庭的保育者及び家庭的保育補助者を配置すること。

備考

幼稚園型認定こども園にあつては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成24年法律第66号）附則第5条の規定により幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者で保育教諭となることができる者を保育士とみなすことができる。

別表第2

認定	延長時間	実施要件
ア、短時間認定	(1) 1時間延長	開所時間内で、施設等が設定した短時間認定児の保育を行う時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、延長保育時間内の1日当たり平均対象児童数（以下「平均対象児童数」という。）が1人以上いること。
	(2) 2時間延長	開所時間内で、施設等が設定した短時間認定児の保育を行う時間を超えて2時間以上の延長保育を実施しており、延長保育時間内の平均対象児童数が1人以上いること。
	(3) 3時間延長	開所時間内で、施設等が設定した短時間認定児の保育を行う時間を超えて3時間以上の延長保育を実施しており、延長保育時間内の平均対象児童数が1人以上いること。
	(4) 開所時間を 超えた延長	標準時間認定と同様の取扱いとし、各時間帯における平均対象児童数の算定については、標準時間認定児と合算して算出すること。
イ、標準時間認定(ウを除く。)	(1) 1時間延長	開所時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が3人以上いること。
	(2) 2時間延長	開所時間を超えて2時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童

		数が3人以上いること。
	(3) 3時間以上の延長	(2)と同様1時間ごとに区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が3人以上いること。
	(4) 30分延長	(1)から(3)までに該当しないで、かつ開所時間を超えて30分以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が1人以上いること。
ウ、標準時間認定(小規模保育事業、事業所内保育事業(定員19名以下)及び家庭的保育事業並びに民間保育所等及び事業所内保育事業(定員20人以上)において、夜10時以降に行う延長保育)	(1) 1時間延長	開所時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が2人以上いること。
	(2) 2時間延長	開所時間を超えて2時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が1人以上いること。
	(3) 3時間以上の延長	(2)と同様1時間ごとに区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が1人以上いること。
	(4) 30分延長	(1)から(3)までに該当しないで、かつ開所時間を超えて30分以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が1人以上いること。

備考

- この表の(ア)から(ウ)までにおいて、施設等が設定した短時間認定児の保育を行う時間又は開所時間の前後で延長保育を実施する場合は、前後の延長保育時間及び平均対象児童数を合算することはせず、前後それぞれで延長保育時間を定めるものとする。ただし、(ア)において、施設等が設定した短時間認定児の保育を行う時間上、前後それぞれで算出される延長保育時間に端数が生じる場合は、平均対象児童数が1人以上いる時間を前後合算して算出する。
- この表の(1)から(3)まで(それぞれ(4)を除く。)で、複数の延長時間区分に該当する場合は、最も長い延長時間の区分を適用する。
- 平均対象児童数は、年間のこの表の延長時間区分における各週ごとの最も多い利用児童数をもって平均し、小数点以下第1位を四捨五入して得た数とする。